

「障害」の見方

竹内慶至

(名古屋外国語大学
現代国際学部准教授)



のみを対象とするのではなく、多様性を持った存在としての幼児児童生徒の存在を認めたい。その多様性と向き合っていくのが「インクルーシブ教育」という理念の基本的な考え方である。

しかし、実際の特別支援教育は、(良くも悪くも)かつての「特殊教育」を引き継いでおり、「障害」のみにその重点が置かれているという現実がある。

「障害」の表記をめぐる

ここまで特に何の断りもなく「障害」という表現を用いてきたが、その表記をめぐるには、「障害」ではなく「障がい」や「障り」という表記を用いるべきではないかという議論がある。その理由としては、「障害」あるいは「障害者」という表記は「害がある人」のような印象を与えるからであるとか、「障害」という文字は非常にネガティブな表現であり、「障害者」に対してよくない印象を抱いてしまう、などの理由が挙げられることがある。

本連載では以下の理由から、「障害」ある

特別支援教育の「対象」

今回から数回にわたって、本連載にとって重要なポイントのひとつである「障害」という言葉にフォーカスを当てていく。

急ぎ注釈を付しておくならば、特別支援教育の理念から考えると、本来ならば「障害」は、特別支援教育の対象の「ひとつ」にすぎない。特別支援教育の枠組みのベールにあると考えられる「インクルーシブ教育」という理念を打ち出した「サラマンカ

宣言」(1994年)の趣旨から考えるならば、特別支援教育の対象は障害のある児童や生徒に限定されたものではない。特別支援教育の対象は、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒」すべてであり、特別支援教育は「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズ」に応えるものとして考えなければならぬ。より簡潔に言うならば、対象は「特別な教育的ニーズ」を持った幼児児童生徒の「すべて」となるはずである。

つまり、特定の障害のある幼児児童生徒